

「要介護1・2」の「一部保険給付からの除外」を中止し、
安心、安全の介護保障を求める意見書

政府は、介護保険の新たな制度改定を検討している。

要介護認定を受けた人（約444万人）の過半数を占める要介護1・2の軽度者（約229万人）の訪問介護などを保険給付からはずそうというもので、今年末までに結論を出そうとしている。財務省の財政制度等審議会でも、清掃や調理の生活援助利用が軽度者に多いことを繰り返し問題視し、「原則自己負担」を求めており、実施されたなら利用者は10倍の自己負担増になる。

生活援助サービスは訪問介護で、掃除、洗濯、調理、買い物、薬の受け取り、衣類の整理・補修、ベッドメイクなど、日常生活を支えている。生活援助は、ケアプランにもとづき計画的に実施されているもので、専門家が利用者の状態に気づき、早期対応を可能にしている。生活援助の「保険給付からの除外」は、そのような対応を難しくし、その結果、利用者の重症化がすすみ、むしろ介護保険財政を圧迫しかねない。

介護保険をめぐっては、一昨年の改定で「要支援1・2」の人の訪問介護・デイサービスなどが保険対象から外されたばかりである。「医療・介護総合法」では、市町村の事業に移され、17年度から全自治体で実施するとしているが、各地で「受け皿」不足が浮き彫りになり、利用者・家族の不安を高めている。特別養護老人ホームの入所条件も「要介護3」以上とされたため、「要介護2」以下の人たちの行き場探しが、ますます困難になっている。介護保険は保険料を払うことで介護サービスを利用できる制度として成り立ってきた。それが、サービスの後退の連続では、「負担あってサービス無し」という「制度の根幹」にかかわる重大な問題と言わざるをえない。介護保険が利用者にとって、安心して利用できる制度として信頼を高めるために、下記の事項について強く要望する。

記

1. 「要介護1・2」の「一部保険給付からの除外」を中止し、安心・安全の介護保障制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月21日
沖縄県 豊見城市議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣
厚生労働大臣